

島根県土木部公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 島根県土木部で入札執行(隠岐支庁県土整備局所管の入札執行を含む。)する建設工事又は測量、建設コンサルタント等の業務(以下「工事等」という。)に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対する的確な対応及び低入札価格調査制度調査対象工事に関する審議を行うため、島根県建設工事等入札不正行為情報対応要領(平成6年10月13日管発第431号土木部長通知)第13条第1項及び島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成16年9月13日土総第754号)第12条第3項に基づき、土木部に島根県土木部公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、土木部長、土木部技監、土木部次長(事務)、土木部次長(技術)、土木部参事、土木総務課長及び次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 入札について不正行為に関する情報があった場合の対応の審議の場合は、当該情報に係る工事等を所掌する課長及び室長
 - (2) 低入札価格調査制度調査対象工事に関する審議の場合は、技術管理課長、当該工事を所掌する課長及び室長
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、土木部長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、土木部技監、土木部次長(事務)及び土木部次長(技術)をもって充てる。

(委員長の職務及び職務代理)

第3条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、工事等に係る入札について不正行為に関する情報があった場合及び低入札価格調査を行う場合に、必要に応じて臨時会議を開くものとする。

- 2 会議を開催し難いときは、書類の回議により会議に替えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、土木部土木総務課建設産業対策室に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から施行する。